

等級及び職制上の段階ごとの職員数(令和7年4月1日現在)

地方公務員法第58条の3の規定に基づき、年度当初における等級ごとの職員数を公表します。

行政職給料表(一)

等級	等級別基準職務表に規定する 基準となる職務	合計		内訳		職務上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型的な業務を行う主事の職務	24	18.5	主事(2)	14	59	46.1	主事級
				技師(2)	3			
				保育教諭(2)	5			
				技士(2)	2			
				計	24			
2級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	35	26.9	主事	1			
				主事(1)	21			
				技師(1)	6			
				保育教諭(1)	6			
				技士(1)	1			
				計	35			
3級	主任主事の職務	19	14.6	主任主事	7	19	14.6	主任主事級
				主任技師(2)	3			
				主任保育教諭(2)	8			
				主任技士(2)	1			
				計	19			
4級	主任又は主査の職務	24	18.5	主任	12	24	18.5	係長級
				主任技師(1)	1			
				主任技士(1)	4			
				主査	6			
				主任指導主事(2)	1			
				計	24			
5級	課長補佐の職務	12	9.2	課長補佐	12	12	9.2	課長補佐級
				計	12			
6級	課長の職務	16	12.3	課長	9	16	12.3	課長級
				室長	1			
				局長	1			
				主幹	5			
				計	16			
合計		130	100.0					

※再任用職員(短時間勤務を除く)を含む。